

ヘイトスピーチなど、人種及び社会的マイノリティーへの差別を禁止する法整備を求める意見書

ヘイトスピーチ（憎悪表現）が大きな社会問題になっている。

2014年8月、国連人種差別撤廃委員会は、「最終見解」でヘイトスピーチについて次のような勧告をしている。

(a) 憎悪及び人種差別の表明、デモ・集会における人種差別的暴力及び憎悪の扇動にしっかりと対処すること。

(b) インターネットを含むメディアにおいて、ヘイトスピーチに対処する適切な措置をとること。

(c) そのような行動について責任ある個人や団体を捜査し、必要な場合には、起訴すること。

(d) ヘイトスピーチを広めたり、憎悪を扇動した公人や政治家に対して適切な制裁措置をとることを追求すること。

(e) 人種差別につながる偏見に対処し、また国家間及び人種的あるいは民族的団体間の理解、寛容、友情を促進するため、人種差別的ヘイトスピーチの原因に対処し、教授法、教育、文化及び情報に関する措置を強化すること。

特定の人種や民族に対する常軌を逸した、差別をあおる言葉の暴力は、「ヘイトクライム」（人種的憎悪にもとづく犯罪）そのものであり、憲法が保障する「集会・結社の自由」や「表現の自由」と相いれない。ヘイトスピーチは自由や民主主義と相いれず、健全な市民社会と両立しない。政府は、ヘイトスピーチに毅然と対応するとともに、これらの勧告を正面から受け止め、人種差別撤廃条約をはじめ、人種差別禁止の理念を明確にした法整備など、適切な対応をとることが必要である。

よって、町田市議会は、政府及び関係機関に対し、ヘイトスピーチなど、人種及び社会的マイノリティーへの差別を禁止する法整備を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。